

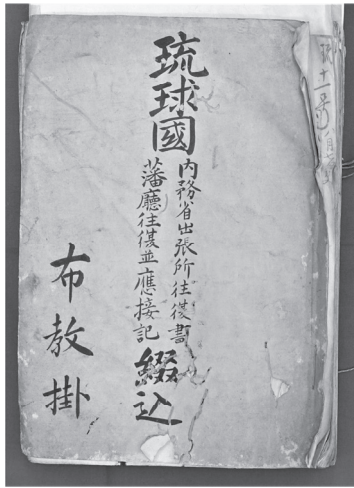
〔翻刻〕

【要旨】 真宗大谷派鹿兒島別院蔵^①

琉球国内務省出張所往復書藩庁往復並応接記綴込

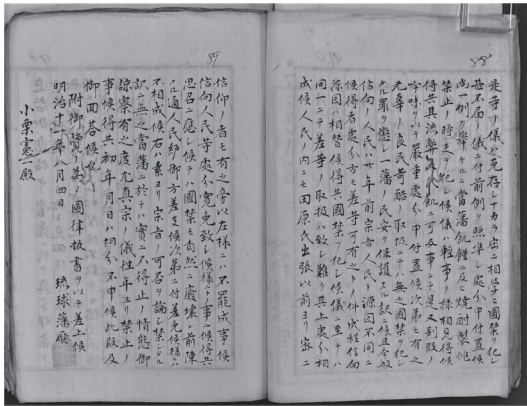
福島栄寿 知名定寛 川邊雄大 長谷暢

一、はじめに―本史料の調査と公開に至る経緯―



表紙

本史料の名称「琉球国内務省出張所往復書藩庁往復並応接記綴込」は、表紙に明記されている外題「琉球国内務省出張所往復書藩庁往復並応接記綴込」(以下「往復書並応接記綴込」)を採用した。本「往復書並応接記綴込」は、一八七七(明治一〇)年一〇月に琉球で発生した真宗法難事件(第三次)の問題解決のために東本願寺から琉球に派遣された真宗僧であり内務省社寺局の教導職でもあった小栗憲一(一八三四〜一九一五)が、東本願寺寺務所へ提出した文書類の綴りからなる。「往復書並応接記綴込」に収められている文書類は、明治一一年七月から九月の間に、主に小栗憲一を差出人として真宗大谷派(東本願寺)本山寺務所の関係者宛へ上申され布教掛に保管され



「八月二日 第四号回答」

ていたが、現在は真宗大谷派鹿兒島別院に収蔵されている。二〇一三年に、真宗大谷派沖繩別院職員長谷暢の調査により琉球布教に関する史料が鹿兒島別院に収蔵されていることが判明しており、長谷からの情報提供を得て、福島榮寿は、二〇一八年度より知名定寛（神戸女子大学教授・長谷暢（前出）・川邊雄大（日本文化大学専任講師）を共同研究メンバーとする科学研究費助成（科学研究費助成事業（基盤研究（C））研究課題名：新出資料の調査と分析に基づく沖繩仏教史・真宗史に関する総合的研究 課題番号：JP18K00088 研究代表者：福島榮寿）を受けることとなった。今回、その科学研究費助成により、鹿兒島別院の協力を得て、二〇一八年二月二日～二三日に、長谷と福島が本調査を実施した。調査で得た写真データに基づき、福島と高桑優和（大谷大学大学院生）が、川邊著「真宗法難事件関係資料「琉球国内務省出張所往復書藩庁往復並接続綴込」について」（『国士館大学経済研紀

要』第三〇号、平成三〇年三月）掲載の同史料翻刻文に照らして全体の翻刻作業を行い、合わせて二〇二〇年八月から九月にかけて、福島、知名、長谷、川邊が研究会を開催し、協同で翻刻内容全体の検討作業を行った。本「往復書並接続綴込」の公開に至る経緯は以上である。

二、書誌及び史料的价值

本「往復書並接続綴込」には、一八七八（明治一）年七月に、小栗憲一が琉球に派遣された同月二三日付から、田原法水らと協力しながら琉球藩庁及び内務省出張所と交渉・応接・調停を実施し、その成果を踏まえた「復命」の報告書を東本願寺本山へ提出した同年九月一四日付までの文書が綴り込まれている。縦二七・二cm、横一九・三cmの縦長の表紙・裏表紙によって綴込の

文書全体が大和綴じされて、保存状態は良好である。総丁数は、表裏の表紙を除き、一二三丁、墨付けは一七七丁である。その他に附箋類が三点、また文書間に一紙形態の文書二点が綴り込まれている。

これまで、この真宗法難事件（第三次）に関する資料としては、東恩納寛惇『尚泰侯実録』（一九二四年、『明治百年叢書』〈原書房、一九七一年〉）及び『東恩納寛惇全集』二卷（第一書房、一九七八年）に再録）、玉代勢法雲『真宗法難史』（布哇仏教会、一九二八年）、琉球政府編『沖繩県史』第一二卷（琉球政府、一九六六年）、那覇市役所市史編集室『那覇市史』資料編第二巻中の四「史料稿本（尚泰関係史料）」（那覇市役所、一九七一年）がある^②。川邊（前掲）が指摘するように、これらの資料類では、小栗憲一は田原法水等東本願寺側が、琉球藩庁や内務省出張所と如何なる交渉、調停を行ったのか、その実態には不明な点が多かった。これまでも、小栗憲一が、本「往復書並応接記綴込」を纏める際に参照したと推測される小栗手控えの日記や記録類^③の存在が判明しているが、それらの史料類で不明であった、琉球藩庁側及び内務省出張所の関係者と小栗憲一及び東本願寺側との交渉の実態を窺い知ることができ、非常に貴重な史料群だと言える。また、本「往復書並応接記綴込」所収の文書類は、原本史料と原本や手控えの類を上申用に書写した史料類からなる。なかでも、原本史料として琉球藩庁が東本願寺側関係者に提出した文書類（「琉球藩庁」印の文書【B4】【B9③】【B14②】）や、「在琉球内務省出張所」印の文書【B16②】【C4②】が綴り込まれている点は、注目される。琉球藩が作成した文書類の原本史料は、現在では沖縄県外に散在しているのが実情だからである。

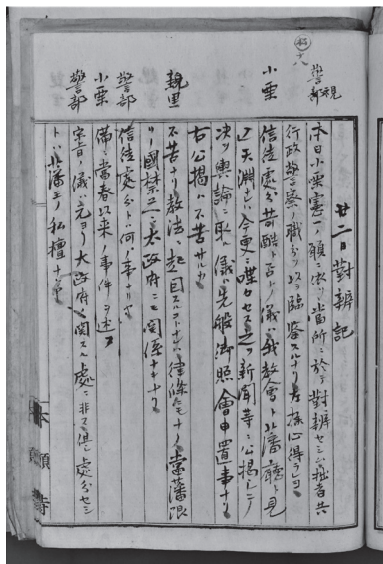
三、「往復書並応接記綴込」の構成及び概要

本「往復書並応接記綴込」の全体は、本山への三種の報告書の綴込群から構成されていると考えられる。すなわち、第一に、小栗憲一が一八七八（明治一一）年七月一九日に琉球へ上陸した後の、琉球藩庁への面会願に関する文書類（A群）。第二に、【B1①】（明治一一年九月一日付）を綴の扉とする史料類（B群）。このB群は、明治一一年八月二日

に琉球藩庁側と小栗側との間で開催された第一回応接に関する文書類及び第二回応接（明治十一年八月二日）の開催に至るまでの経緯と第二回応接の概要からなる。第三に、【C1①】（明治十一年九月一四日付）を綴の扉とする第二回応接に関する文書類（C群）である。本【翻刻】では、便宜上それぞれをA・B・C群として、文書の並び順に従い、先頭から「史料番号」を付し、巻末に「史料名称」と合わせて一覧表を掲載した。なお、翻刻本文は、紙幅の都合上、掲載にあたりA・B群を前半、C群を後半に分けた。

A群では、特に【A7】に、琉球に派遣された小栗が、明記されてはいないが、琉球藩庁宛の提出を念頭に作成した文書であり、小栗の琉球派遣の前段階にあつた東本願寺側と琉球藩庁との交渉、琉球仏教史及び教学的側面から見た琉球布教への小栗の認識のあり方が綴られていて読み応えがある。B群では、明治十一年八月二日の第一回目の東本願寺側と琉球藩庁側との応接内容を記録した【B8②】【B8③】が重要である。その他、B群では、この第一回応接時の論議をめぐり、小栗が琉球藩庁に真宗門徒処罰の開始時期と法的根拠に関する回答を求めた照会文書【B9①】【B10③】【B11①】と、それに対する琉球藩庁側の回答文書【B9③】【B

10①】【B14②】と、小栗の藩庁に対する反論の論点を二三条に亘って箇条書きした【B14③】【弁駁】が重要である。また【B15②】では、内務省出張所長の木梨精一郎が小栗を呼び出し、「信徒処分」について藩王を「糾明」する「特権」を明治政府から「附与」されたことと藩庁との交渉に向けての段取りを伝え、再度の藩庁との対弁設定のための願書提出を促している。本文書からは、内務省側と東本願寺側の関係が露見している。そして、C群では、【C1②】の「廿二日対弁記」が重要である。



「廿二日対弁記」

特に、原上警部から藩庁側が行った真宗門徒の処罰が、明治九年五月の明治政府からの達書に背いた「私擅処分」であったことを追求され、藩庁側が非を認めたこと。また、後日（八月二七日）に、木梨が小栗に対して、この度の応接が、「兩属ノ名義ヲ消滅シ、藩王ヲ改メ知事ト致スコトモ遠キニ非サルヘシ」と、中国（清）との関係を断絶させ、「琉球処分」（廃琉置県）断行の好材料となると喜ぶ様子もうかがえる。合わせて、【C2①】【C8】【C10】からは、藩庁の文書中で、田原等の布教活動を「陰謀」と表記したことをめぐり、「誹謗」だと反論する田原と自見が、琉球藩王尚泰を被告とする訴状を作成し、内務省出張所へ提出を試みた一件（詳しくは、注②掲載の知名論文を参照）についても知ることが出来る。これらの史料類からは、小栗等東本願寺側と木梨所長との間に特別な関係が存在したことが窺い知ることが出来る。すなわち、本「往復書並応接記綴込」は、真宗門徒を処罰した琉球藩庁側、小栗憲一をその法難事件解決の交渉役に派遣した東本願寺側、そしてそれら両者の交渉（応接）の仲介役として介在した内務省出張所の木梨所長等官員の役割と目論見や思惑を窺い知ることが出来る重要な史料群である。

〔附記〕本「往復書並応接記綴込」の調査に際しましては、真宗大谷派鹿兒島別院輪番隈部悟氏の御理解と多大なる御協力をいただきました。合わせて、史料公開にも快諾していただきました。記して感謝の意を表します。また、紙幅の都合上、史料を前・後半に分けることとし、本誌第三八号には、前半（史料A・B群）を掲載した。後半（史料C群）と注は、本誌次号に掲載予定である。なお、本翻刻は、JPI8K00088による成果の一部である。

※編集委員会注 本稿は要旨である。翻刻の全文は大谷大学学術情報リポジトリ (<https://otari.repo.nii.ac.jp>) に掲載。

①先行研究として、菊山正明「琉球処分における裁判権接取問題と真宗法難事件」（琉球大学教育学部『琉球大学教育学部紀要 第一部』第二七卷（一九八四年））。その後、菊山『明治国家の形成と司法制度』御茶の水書房、平成五年）所収。山口輝臣「信教自由」と「国禁」―琉球藩・浄土真宗・内務省―（鳥海靖等編『日本立憲政治の形成と変質』吉川弘文館、二〇〇五年）、川邊雄大「明治期琉球

における真宗法難事件に関する一考察―善教寺資料を中心に―（法政大学沖縄文化研究所『沖縄文化研究』第四一号、二〇一五年）、
知名定寛「琉球における第三次真宗弾圧事件と『琉球藩王尚泰訴状』について」（『神女大史学』第三六号、二〇一九年）、福島栄寿「明治初年琉球の真宗布教―「真宗法難事件」と廢琉置県（琉球処分）―」（『立命館文学』第六六〇号、二〇一九年）がある。
② 「琉球日記」・「琉球応接綴込」・「琉球出張 対辨筆記 秘密実録」等がある。いずれも善教寺蔵で、川邊による翻刻が、『浄土真宗と近代日本―東アジア・布教・漢学―』（勉誠出版、二〇一六年）に収録されている。

琉球国内務省出張所往復書・藩庁往復並伝接記録表 史料一覽

史料 番号	頁数	史料名称	差出	宛先	年月日	寸法 (cm)	寸法 (cm)	形態	備考
	表紙	琉球国内務省出張所往復書／藩庁往復並伝接記録表 布教指							
A1	1-4	琉球事情に付琉球宛小葉書上申書	四股出小葉書一	寺務所長少教江藤順明	明治11年7月28日	26.5	18.5	通本領寺紙・青線 13行大	原本
A2	5	藩庁宛小葉書而名願書(甲印)	徳大講小葉書一	頭取藩庁	〔明治〕11年7月 24日	23.5	16.7	通本領寺紙・青線 13行小・松葉堂	
A3	6	小葉宛藩庁再回答書(乙印)	琉球藩庁	小葉書一	〔明治〕11年7月 24日	23.5	16.7	通本領寺紙・青線 13行小・松葉堂	
A4	7	藩庁宛小葉書而名願書(丙印)	徳大講小葉書一	琉球藩庁	25日	23.5	16.7	13行小・松葉堂	
A5	8-9	小葉宛藩庁再回答書(丁印)	琉球藩庁	小葉書一	〔明治〕11年7月 25日	23.5	16.7	通本領寺紙・青線 13行小・松葉堂	
A6	9-10	藩庁宛小葉書而名願書(戊印)	徳大講小葉書一	琉球藩庁	〔明治〕11年7月 25日	23.5	16.7	通本領寺紙・青線 13行小・松葉堂	
A7	11-26	小葉宛琉球事情	徳大講小葉書一		明治11年7月23日	26.2	18.5	紙底・青線13行大・番 通白箋	
B1D	26-27	八月二日の接書期小葉上申に付琉球宛添書		島重少教江藤順明	明治11年9月11日	18.5	21.5	一紙	原本
B1E	27-28	八月二日の接書期上申に付薩摩宛小葉書後添書	四股出小葉書一		明治11年9月11日	26.3	18.6	本領寺紙・青線13行 大	〔複製〕、原本
B2	29-30	内務出張所内警察署宛三島・小葉連名御届書	御邊三島秀英・徳大講小葉 書一	内務出張所内警察署	〔明治〕11年7月 20日	24.0	16.2	通本領寺紙・青線 13行小	〔原冊〕
B3	31-32	尚泰宛田原等教諭許可依頼及の姓別道里に付光勝筆置簡書	大教正大谷光勝	琉球藩王尚泰	明治11年	26.9	18.5	通本領寺紙・青線 13行大	
B4	33-36	光勝宛教諭依頼に付琉球藩庁回答書	琉球藩庁	萬原東洋兵衛大教正大谷光勝	明治11年5月6日	29.0	18.2	紙底・灰線8行大	〔琉球藩印〕 印券・原本
B5D	37-38	尚泰宛簡書了解致謝儀に付光勝筆置簡書	大教正大谷光勝	琉球藩王尚泰	明治11年6月	26.9	18.5	通本領寺紙・青線 13行大	
B5E	39	藩庁宛伝接出頭に付小葉書第一号照会簡書	徳大講小葉書一	頭取藩庁	明治11年7月24日	26.9	18.5	通本領寺紙・青線 13行大	
B5F	40	湧川親露上宛藩庁御道達に付小葉書封書添書	徳大講小葉書一	里土所湧川親露上	明治11年7月24日	26.9	18.5	通本領寺紙・青線 13行大	
B5G	41-42	小葉宛出頭照会に付藩庁第一号回答書	琉球藩庁	小葉書一	明治11年7月24日	27.4	19.6	紙底・灰線13行大	原本
B6D	43-44	藩庁宛照会に付小葉書第二号照会	徳大講小葉書一	藩庁	明治11年7月25日	27.0	18.5	通本領寺紙・青線 13行大	
B6E	45-46	小葉宛照会照会に付藩庁第二号回答書	琉球藩庁	小葉書一	明治11年7月25日	27.0	19.2	紙底・灰線13行大	原本
B7D	47-48	藩庁宛照会に付小葉書第三号照会	徳大講小葉書一	藩庁	明治11年7月26日	26.8	18.7	通本領寺紙・青線 13行大	
B7E	49-50	小葉宛照会照会に付藩庁第三号回答書	琉球藩庁	小葉書一	明治11年7月26日	27.2	19.4	紙底・灰線13行大	原本
B8D	51-52	湧川親露上宛藩庁出頭に付小葉引頭簡書及右首里等照会図	徳大講小葉書一	里土所湧川親露上	〔明治〕11年8月1 日	26.8	18.6	通本領寺紙・青線 13行大	
B8E	53-66	八月二日の接書期	秀英		〔明治〕11年8月2 日	26.2	18.6	紙底・青線13行大・番 通白箋	〔伝接簿記〕、三島秀英傳記
B8F	67-76	藩庁伝接記			〔明治〕11年8月2 日	26.2	18.6	紙底・青線13行大・番 通白箋	〔藩庁伝接記〕、小葉書一書方

〔要旨〕 真宗大谷派鹿儿岛別院藏 琉球国内務省出張所往復書藩行往復並応接記綴込

B180	77-78	田原・井上・自寛宛寄留入殿次に付藩行回答書	琉球藩行	田原法外・井上玄通・自寛宛	明治11年7月 13日	26.7	18.6	鹿本頼朝寺御紙・青線 13行大	
B181	79-80	自寛宛教問紙水懸書類付藩行回答書	琉球藩	自寛宛書	明治11年7月 29日	26.7	18.6	鹿本頼朝寺御紙・青線 13行大	
B190	81-84	藩行宛真宗信向人民如令等に付小栗重頼四号照会	鹿本頼朝寺小栗重一	藩行	明治11年8月2 日	26.7	18.6	鹿本頼朝寺御紙・青線 13行大	
B192	85-86	藩行宛第四号照会に付小栗重督促	鹿本頼朝寺小栗重一	藩行	明治11年8月4 日	26.7	18.6	鹿本頼朝寺御紙・青線 13行大	
B193	87-92	小栗宛第四号照会に付藩行回答書	琉球藩行	小栗重一	明治11年8月4日	27.5	19.5	野紙・衣線13行大	〔琉球藩印〕印あり、原本
B194	93-94	琉球国書令	〔琉球藩行〕			27.5	19.5	野紙・衣線13行大	〔書付〕、原本
B195	95	小栗宛書令に付藩行添書				15.2	5.8	一紙	徳記白紙、原本
B100	95-96	光勝宛小栗出張尋問の件に付藩行八月五日番外一号照会	琉球藩行	真宗宗派書長大教正大谷光勝	明治11年7月 8日	27.5	19.5	野紙・衣線13行大	琉球藩行在出小栗宛光勝へ送附の御書あり、原本
B102	97-98	藩行宛番外一号に付小栗重頼回答	鹿本頼朝寺小栗重一	藩行	明治11年8月5 日	26.8	18.0	鹿本頼朝寺御紙・青線 13行大	
B103	99-106	藩行宛第四号藩行回答に付小栗重頼第五号照会	鹿本頼朝寺小栗重一	藩行	明治11年8月5日	26.8	18.0	鹿本頼朝寺御紙・青線 13行大	
B104	107-	藩行宛藤王具綱兼星に付八月五日番外二号及び進物目録	鹿本頼朝寺小栗重一	藩行	明治11年8月5 日	26.8	18.0	鹿本頼朝寺御紙・青線 13行大	
B110	109-	藩行宛八月四日回答書面に付小栗重頼第六号照会	鹿本頼朝寺小栗重一	藩行	明治11年8月6 日	26.8	18.0	鹿本頼朝寺御紙・青線 13行大	
B112	111-	藩行宛第五・六号照会に付小栗重頼第七号照会督促	鹿本頼朝寺小栗重一	藩行	明治11年8月9 日	26.3	18.8	野紙・青線13行大・普 通白墨	
B113	114-	小栗宛第七号小栗照会に付藩行第七号回答	琉球藩行	小栗重一	明治11年7月 8日	27.5	18.9	野紙・衣線13行大	原本
B120	117-	藩行宛第五・六号照会に付小栗重頼第八号照会督促	鹿本頼朝寺小栗重一	藩行	明治11年8月9 日	26.4	18.8	野紙・青線13行大・普 通白墨	
B123	119-	小栗宛第八号照会に付藩行第八号照会返答	鹿本頼朝寺小栗重一	藩行	明治11年8月10 日	27.3	19.5	野紙・衣線13行大	原本
B130	121-	藩行宛前出候会書に付小栗重頼第九号照会	鹿本頼朝寺小栗重一	頭取藩行	明治11年8月10 日	26.7	18.3	鹿本頼朝寺御紙・青線 10行大	原本
B132	121	第九号照会に付藩行回答	琉球藩行		明治11年8月11 日	15.7	17.5	一紙	天竺白紙、〔琉球藩印〕印あり、原本
B140	123-	藩行宛第五・六号照会に付小栗重頼第十号照会	鹿本頼朝寺小栗重一	藩行	明治11年8月 18日	26.7	18.3	鹿本頼朝寺御紙・青線 13行大	
B142	125-	小栗宛第五・六号照会に付藩行八月十九日回答	琉球藩行	小栗重一	明治11年8月19 日	27.0	18.6	野紙・衣線13行大	〔琉球藩印〕印あり、原本
B143	131-	藩行回答に付小栗重頼				26.2	18.2	野紙・青線13行大・普 通白墨	〔書付〕
B150	142-	藩行宛八月十九日付藩行回答に付小栗重頼補照会	鹿本頼朝寺小栗重一	藩行	明治11年8月 20日	26.2	18.2	野紙・青線13行大・普 通白墨	
B152	144-	八月廿日木梨藩所にて口書一件			明治11年7月 8日	26.2	18.2	野紙・青線13行大・普 通白墨	
B153	146-	木梨宛小栗重頼藩行封弁の書に付加及び質問状	鹿本頼朝寺小栗重一	内務省御出張所長内務少書記 前本署第一郎	明治11年8月 20日	26.2	18.2	野紙・青線13行大・普 通白墨	〔藩行封弁/機二封簡〕
B154	149-	木梨宛藩行へ往復書類の條別御加届	鹿本頼朝寺小栗重一	内務省御出張所長内務少書記 前本署第一郎	明治11年8月 20日	23.5	16.7	鹿本頼朝寺御紙・青線 13行小	〔藩行へ往復書類/條別御加届〕

